

(補足説明)

<事例 1>

当社のアナリスト A は、平成 15 年 5 月に 社を取材し、 社の経理部マネージャーより同社の自己株式の取得に係る法人関係情報を入手し、「6 月の株主総会で承認を得られれば、自社株買いを実施したいとしている。同社によると、規模は（発行済み株数の）5%以上 10%未満になる模様である。」とレポートに記載した。

当該レポートは、審査担当者の審査を経て、当該情報を掲載したまま取材の翌日に当社の顧客及び役職員がアクセス可能なウェブサイトに掲載されるとともに多数の顧客にメールで送付されたほか、アナリスト A によって営業担当者等に説明されている。

なお、 社は当該情報をレポート発表の翌週に公表している。

<事例 2>

当社のアナリスト A は、平成 15 年 3 月に 社を取材し、 社の財務部長より同社の決算の下方修正に係る法人関係情報を入手し、「今期純利益目標を（略）下方修正：3 月 26 日の時点で保有株式の評価損が 17 億円に達すると予想、今期の最終損益を 15～16 億円の赤字と見ている。」とレポートに記載した。

当該レポートは、審査担当者の審査を経て、当該情報を掲載したまま同年 4 月に当社の顧客及び役職員がアクセス可能なウェブサイトに掲載されるとともに多数の顧客にメール等で送付されたほか、アナリスト A によって営業担当者等に説明されている。

なお、 社は当該情報をレポート発表の翌々週に公表している。

本件 2 件については、情報の内容が「自己株式の取得」及び「決算の下方修正」であり、証券取引法第 166 条第 2 項第 1 号二及び第 3 号において重要事実として列挙されている事項であること、また、それらの情報が未公表であり、当社のアナリストが情報を入手した経緯や内容等から見て、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」であることから、法人関係情報に該当すると認定し、その管理の状況が不十分であることから、「証券会社が取得した法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない」と認められる状況」に該当する業務を営む行為に該当すると認定した。